

第6回芳賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年6月22日（月） 午後2時00分

2. 開催場所 芳賀町役場 3階 中会議室

3. 出席委員

農 業 委 員	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員
1 番 小林 広美	金田 正 岡田 毅
2 番 大根田 源一	佐藤 一典 荒井 昭雄
3 番 酒井 和夫	岩崎 進 阿久津 正好
4 番 黒崎 浩	手塚 孝夫
5 番 黒崎 陽子	直井 純一
6 番 綱川 祥史	小林 康男
7 番 岩村 隆	酒井 紀之
8 番 小林 芳晴	黒崎 文雄
9 番 阿久津 信市	大林 厚雄
10 番 小林 峰子	鈴木 省一
11 番 黒崎 俊行	菊地 方敏

4. 欠席農業委員 0人

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	森山 陽市
事務局長補佐兼係長	中澤 美智子
主任主査	大岡 久美子
主事	坂本 汐里
公社係長	水沼 和子

6. 議事日程

議案第24号 農地の賃借権設定許可申請に対する許可可否について
議案第25号 農地の区分地上権設定許可申請に対する許可可否について
議案第26号 農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について
議案第27号 農地の転用許可申請に対する意見決定について
議案第28号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について
報告第6号 農地転用届出の受理について
報告第7号 農地法第18条の解約通知について

令和 8 年第 6 回農業委員会 総会

○開会	
議長	ただ今から、令和 8 年第 6 回芳賀町農業委員会総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は 11 名であります。定足数に達していますので、ただちに本日の会議を開きます。 議事録署名委員の指名を行います。本総会の議事録署名委員は、9 番 阿久津 信市委員、10 番 小林 峰子委員を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員	(異議なしの声あり)
議長	異議がないようですので、議事録署名委員は、両委員に決定いたしました。
○議案第 24 号	
議長	それでは、ただ今から、議案第 24 号「農地の賃借権設定許可申請に対する許可可否について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 24 号「農地の賃借権設定許可申請に対する許可可否について」 次のとおり農地法第 3 条の規定に基づく農地の賃借権設定許可申請があったので、その許可可否について審議するものとする。 【議案第 24 号 賃借権設定許可申請 1 番について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区委員および推進委員の意見を求めます。 1 番について、東水沼地区 菊地 方敏推進委員お願いします。
東水沼地区 推進委員	はい、東水沼地区の菊地です。議案第 24 号、1 番について説明いたします。付属資料の 1、2 ページをご覧ください。本案件は、営農型太陽光発電設備設置に伴い■が下部の農地を耕作するため、賃借権を設定するものです。申請地では小麦の有機栽培を行うということです。また、申請地の北側に隣接する筆には、すでに■が営農型太陽光を設置しております。そちらも■が耕作しております。問題はないかと思いますが、委員の皆さまの慎重なるご審議をよろしくお願いいたします。
議長	3 番 酒井 和夫委員、他に意見があればお願いします。
3 番委員	はい、3 番酒井です。特に意見はありません。慎重なる審議をお願いします。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。 次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第 24 号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は起立願います。
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第 24 号は原案のとおり許可することで決定しました。
○議案第 25 号	
議長	続きまして、議案第 25 号「農地の区分地上権設定許可申請に対する許可可否について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局	議案第 25 号「農地の区分地上権設定許可申請に対する許可可否について」 次のとおり農地法第 3 条の規定に基づく農地の区分地上権設定許可申請があったので、その許可可否について審議するものとする。 【議案第 25 号 区分地上権設定許可申請 1 番について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区委員および推進委員の意見を求めます。 1 番について、東水沼地区 菊地 方敏推進委員お願いします。
東水沼地区 推進委員	はい、東水沼地区の菊地です。議案第 25 号、1 番についてご説明申し上げます。 本案件は■にある■が営農型太陽光発電設備を設置するために、区分地上権を設定するものです。農地転用についての詳細は議案第 27 号でご説明しますが、太陽光パネルの設置については、付属資料の 20 ページをご覧ください。致し方ない案件かと思われませんが、委員の皆さまの慎重なご審議をよろしくお願いいたします。
議長	3 番 酒井 和夫委員、他に意見があればお願いします。
3 番委員	3 番酒井です。私もこの説明会に出ており少し疑問点もありましたが、致し方ない案件だと思います。委員の皆さまの慎重なご審議をよろしくお願いいたします。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。 次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第 25 号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は起立願います。
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第 25 号は許可することで決定しました。
○議案第 26 号	
議長	続きまして、議案第 26 号「農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について」を議題いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 26 号「農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について」 次のとおり農地法第 3 条の規定に基づく農地の所有権移転許可申請があったので、その許可可否について審議するものとする。 【議案第 26 号 所有権移転許可申請 11 番、12 番について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区委員および推進委員の意見を求めます。 11 番について、下延生地区 手塚 孝夫推進委員お願いします。
下延生地区 推進委員	はい、下延生の手塚です。議案第 26 号、11 番についてご説明申し上げます。付属資料の 5 ページ、6 ページをご覧ください。 農地の所有者である■さんは■にお住まいで、ご自身で管理や耕作をしていくことが困難であるため、農地の売買を検討し、■さんと合意したということです。譲受人の■さんは苗木を栽培する予定とのことです。 やむを得ない案件だと思われませんが、皆様方の慎重なご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	2 番 大根田 源一委員、他に意見があればお願いします。

2 番委員	はい、2 番の大根田です。議案第 2 6 号、1 1 番につきましては手塚推進委員さんの説明のとおりでございます。問題はないと思われませんが、皆さまの慎重なる審議のほどよろしくお願い致します。
議長	1 2 番について、西高橋地区 阿久津 正好推進委員お願いします。
西高橋地区 推進委員	はい、西高橋の阿久津です。議案第 2 6 号、1 2 番について説明します。付属資料は 7 ページから 8 ページになります。 今回申請があった土地は、以前より■さんが■さんから借り受けて、北側に隣接する自分の農地とともに管理していたところになります。何年も土地の管理を行っていたということもあり、譲り受けることとなりました。実耕作者でもありますので問題はないと思いますが、皆さまの慎重なる審議よろしくお願い致します。
議長	こちらの地区の担当委員は私ですので、私から意見を述べさせていただきます。 阿久津推進委員の言われたとおりであり、また実耕作者のため、何ら問題ないと思われませんが、皆さまの慎重なる審議をよろしくお願い致します。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。 次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようなので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第 2 6 号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は起立願います。
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第 2 6 号は許可することで決定しました。
○議案第 2 7 号	
議長	続きまして、議案第 2 7 号「農地の転用許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。 ここで農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、5 番 黒崎 陽子委員が退席となります。
	(黒崎 陽子委員 退席)
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 2 7 号「農地の転用許可申請に対する意見決定について」 次のとおり農地法第 4 条及び同法第 5 条の規定に基づく農地の転用許可申請があったので、その意見決定について審議するものとする。 【議案第 2 7 号 転用許可申請について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区委員および推進委員の意見を求めます。 農地法第 4 条 2 番について、下高根沢地区 小林 康男推進委員お願いします。
下高根沢地区 推進委員	はい、下高根沢地区北部担当の小林です。議案第 2 7 号、農地法第 4 条の 2 番についてご説明申し上げます。付属資料の 9 ページから 1 6 ページをご覧ください。 この案件は 1 月の総会で審議していただいた用途区分変更が完了したということで、改めて是正のための転用申請があったものです。■さんは令和 3 年 1 月ごろ、自宅の南に隣接する農地に基礎のある大型 4 連ハウスを建築し、また、隣接する宅地から農作業用の車両が進入できるように進入路を整備しましたが、当時、転用許可を取っていませんでした。しかし、今後も継続して使用していきたいということで転用申請があり、始末書が提出されています。■さんは、5 0 ヘクタール以上を経営する大農家であり、今後も農業経営に必要な施設ということですので、致し方ない案件かと思いますが、皆さまの慎重な審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長	4 番 黒崎 浩委員、他に意見があればお願いします。
4 番委員	4 番 黒崎です。今、小林委員さんの述べたとおりでありまして、この案件は1月に皆さんから承認いただいております。今回、是正の申請が出ております。従いまして、やむを得ないかなと思います。皆さんの慎重な審議よろしくをお願いします。
議長	農地法第5条 2番について、東水沼地区 菊地 方敏推進委員お願いします。
東水沼地区 推進委員	はい、東水沼地区の菊地です。議案第27号、農地法第5条、2番についてご説明申し上げます。付属資料は17ページから31ページになります。 本案件は■が、営農型太陽光発電設備を設置するために農地を一時転用するものです。この案件については、3月31日に東水沼公民館で住民説明会が開催されております。付属資料の20ページをご覧くださいければと思います。太陽光パネルについては、隣接する農地に影響を与えないよう、境界から6メートル離して支柱を設置するということです。致し方ない案件と思われますが、委員の皆さまの慎重なる審議をよろしくお願いします。
議長	3 番 酒井 和夫委員、他に意見があればお願いします。
3 番委員	3 番酒井です。菊地推進委員さんの言われたとおりで、別段付け加えることはありません。皆さまの慎重なる審議よろしくお願いします。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。 次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第27号について、許可相当と意見を付すことに賛成の委員は、起立願います。
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第27号は許可相当と意見を付すことで決定しました。 黒崎 陽子委員の入場をお願いいたします。 (黒崎 陽子委員 着席)
○議案第28号	
議長	続きまして、議案第28号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」を議題といたします。 ここで、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、3 番 酒井 和夫委員が退席となります。 (酒井委員 退席)
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	議案第28号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」 次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、町から意見の決定を求められたので、審議するものとする。 7ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画総括表、公告予定年月日 令和8年7月23日、利用権設定等の面積37,797平方メートル、令和8年中の累計1,016,427.24平方メートル。詳細は、8ページに記載の合計7件となります。お目通しをお願いします。
議長	以上で、事務局の説明を終わります。 それではただ今から2分間、審査をお願いします。

	(審査)
議長	審査を終わります。 続いて推進委員の意見を求めます。意見はありませんか。
委員	(意見なし)
議長	意見がないようですので、次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第28号について、原案に対し意見なしとすることに賛成の委員は起立願います。
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第28号は意見なしと決定しました。 酒井 和夫委員の入場をお願いいたします。 (酒井委員 着席)
○議案第29号	
議長	続きまして、追加議案として上程されました、議案第29号「芳賀町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第29号「芳賀町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の決定について」 農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定による芳賀町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱にあたり、芳賀町農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会から候補者の評価について報告があったので、候補者の決定について審議するものとする。 こちらの内容につきましては、係長の中澤より補足説明をさせていただきます。
事務局	農地利用最適化推進委員の委嘱は農業委員会等に関する法律第17条で農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとなっております。こちらを受けまして、芳賀町におきましても、7月19日の任期満了に伴い、農業委員と同様に2月から3月にかけて委員の募集を行いましたところ、合計18名の推薦と応募がございました。内訳については、団体推薦が10名、3農業者からの個人推薦が1名、一般応募が3名でございました。定数を越えたことから、4月21日に農地利用最適化推進委員の評価委員会を開催し、評価をさせていただきました。そちらの結果を農業委員会会長に報告しまして、本日の議案にある14名を推薦し、皆様にお諮りいただくものです。 なお、今回の農業委員会におきましては、あくまで候補者を決定するものであり、正式な委嘱に関する採決につきましては、新体制の7月21日開催予定でございます第8回農業委員会総会において正式にお諮りさせていただき、その後、委嘱するものとなっております。
議長	以上で、事務局の説明を終わります。 それではただ今から1分間、審査をお願いします。
議長	審査を終わります。 次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第29号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は起立願います。
委員	(全員起立)

議長	起立全員であります。よって、議案第 29 号は原案のとおり決定いたしました。
○報告第 6 号 議長	続きまして、報告第 6 号「農地の転用届出の受理について」を報告いたします。事務局の朗読をお願いします。
事務局	報告第 6 号「農地の転用届出の受理について」 次のとおり農地法第 5 条の規定に基づく、農地の転用届出を受理したので報告する。 詳細は以下に記載の 1 件となります。お目通しをお願いいたします。以上です。
○報告第 7 号 議長	続きまして、報告第 7 号「農地法第 18 条の解約通知について」を報告いたします。事務局の朗読をお願いします。
事務局	報告第 7 号「農地法第 18 条の解約通知について」 次のとおり農地法第 18 条の規定に基づく、農地の賃貸借契約の解約通知があったので報告する。 詳細は、以下に記載の 3 件となります。お目通しをお願いします。以上です。
議長	これで、今総会に付された案件の審議は、すべて終了しました。 これをもって、令和 8 年第 6 回芳賀町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

(閉会午後 2 時 40 分)